

前橋市景観資産登録制度 令和元年度受付物件一覧

受付 No.	名 称	所在地	種 別
1	立見邸	総社町高井75-1	建築物等
2	老舗 三俣せんべい 本店	三俣町一丁目19-20	建築物等
3	鈴木邸	粕川町深津1011	建築物等
4	群馬大橋 下り線	石倉町	建築物等
5	昭和庁舎	大手町一丁目1-1	建築物等
6	群馬会館	大手町二丁目1-1	建築物等
7	小池邸	青梨子町1106	建築物等
8	前橋市芸術文化れんが蔵	三河町一丁目16-27	建築物等
9	小林邸	小坂子町464	建築物等
10	敷島浄水場	敷島町216	建築物等
11	松山医院	大手町二丁目4-5	建築物等
12	旧安田銀行担保倉庫	住吉町二丁目10-2	建築物等
13	旧本間酒造	総社町総社1500	建築物等
14	臨江閣	大手町三丁目1-2	建築物等
15	阿久沢家住宅	柏倉町604-1	建築物等
16	広瀬川河畔と比刀根橋	住吉町、千代田町	風景と視点場
17	広瀬川河畔と柳橋	住吉町、平和町、 千代田町、大手町	風景と視点場

景観資産登録制度の候補物件等に対する意見聴取の結果について

景観審議会委員12名に対して、第15回景観審議会開催の事前に以下の内容について書面による意見聴取を行った。（回収率100%）

1. 候補物件に対する意見聴取

景観資産として登録することの是非について意見を求めたところ、8件に対して1票ずつ「反対」という回答があった。ただし「補助金等で重複していなければ同意」という付帯意見があったことから、すべての候補について同意とみなし、全候補について同意100%となった。

◆No.1 立見邸（総社町高井）

・登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

・理由及び意見

- ・建物群から地域における歴史の物語が感じられ、良好な景観を作っている。
- ・養蚕農家特有の風情を残している。
- ・現在残されている古来の建築物として貴重である。

◆No.2 三俣せんべい（三俣町）

・登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

・理由及び意見

- ・昭和初期特有の商家の風情と三俣十字路に面しており視認性が良い。
- ・現在残されている古来の建築物として貴重である。

◆No.3 鈴木邸（粕川町深津）

・登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

・理由及び意見

- ・建物群から地域における歴史の物語が感じられ、良好な景観を作っている。
- ・明治期の建築であり養蚕農家特有の風情を残している。
- ・現在残されている古来の建築物として貴重である。

◆No.4 群馬大橋（石倉町）

• 登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

• 理由及び意見

- ・ 県内で記念的な近代橋梁遺産である建造物に加え、利根川や赤城山との相乗景観が素晴らしく、指定では視点場の観点も加えるべきと考える。
- ・ 利根川にある橋のシンボリック的存在であり景観が良い。
- ・ 群馬のシンボルとして必要。

◆No.5 昭和庁舎（大手町一丁目）

• 登録について	同意	12票	(100%)	*うち、条件付き1票
	反対	0票	(0%)	

• 理由及び意見

- ・ 国登録有形文化財として市民に親しまれている。
- ・ 残すべき建物だと思う。
- ・ 回答は反対を選択したが、補助金等で重複していなければ同意とする。

◆No.6 群馬会館（大手町二丁目）

• 登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

• 理由及び意見

- ・ 昭和庁舎と同様市民に親しまれている。
- ・ 残すべき建物だと思う。

◆No.7 小池邸（青梨子町）

• 登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

• 理由及び意見

- ・ 建物群から地域における歴史の物語が感じられ、良好な景観を作っている。
- ・ 古い養蚕農家の風情がある。
- ・ 現在残されている古来の建築物として貴重である。

◆No.8 前橋市芸術文化れんが蔵（三河町一丁目）

• 登録について	同意	12票	(100%)	*うち、条件付き1票
	反対	0票	(0%)	

• 理由及び意見

- ・ 国登録であり数少ない建物である。
- ・ 残すべき建物だと思う。
- ・ 回答は反対を選択したが、補助金等で重複していなければ同意とする。

◆No.9 小林邸（小坂子町）

・登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

・理由及び意見

- ・建物群から地域における歴史の物語が感じられ、良好な景観を作っている。
- ・明治時代からの建物であり、当時の生活様式が伺える。
- ・現在残されている古来の建築物として貴重である。

◆No.10 敷島浄水場（敷島町）

・登録について	同意	12票	(100%)	*うち、条件付き1票
	反対	0票	(0%)	

・理由及び意見

- ・建造物に加え、配水タンクと周囲が相俟った景観が誇りうる資産と考える。単体より、風景と視点場での指定と考える。
- ・国登録有形文化財であり多くの市民に愛されている。
- ・残すべき建物だと思う。
- ・回答は反対を選択したが、補助金等で重複していなければ同意とする。

◆No.11 松山医院（大手町二丁目）

・登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

・理由及び意見

- ・大正末期の洋風建築として価値が高い。
- ・現在残されている古来の建築物として貴重である。

◆No.12 旧安田銀行担保倉庫（住吉町二丁目）

・登録について	同意	12票	(100%)	*うち、条件付き1票
	反対	0票	(0%)	

・理由及び意見

- ・建物から地域における歴史の物語が感じられ、残すべき重要な景観を作っている。
- ・数少ない煉瓦造の建造物として価値が高い。
- ・残すべき建物だと思う。
- ・回答は反対を選択したが、補助金等で重複していなければ同意とする。

◆No.13 旧本間酒造（総社町総社）

・登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

・理由及び意見

- ・建物群から地域における歴史の物語が感じられ、良好な景観を作っている。
- ・町家造りであり商家の特徴を有し総社の歴史を伝えている。
- ・残すべき建物だと思う。

◆No.14 臨江閣（大手町三丁目）

• 登録について	同意	12票	(100%)	*うち、条件付き1票
	反対	0票	(0%)	

• 理由及び意見

- ・ 国指定重要文化財として貴重であり歴史的価値が高い。
- ・ 残すべき建物だと思う。
- ・ 回答は反対を選択したが、補助金等で重複していなければ同意とする。
- ・ 国指定のため、事前に県教委に周知した方が良いのでは。

◆No.15 阿久沢家住宅（柏倉町）

• 登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

• 理由及び意見

- ・ 建物から地域における歴史の物語が感じられるが、指定の主旨を鑑み公道から良好な景観を感じるには、屋敷林の管理が必要条件と考える。
- ・ 歴史的価値が非常に高い。
- ・ 重要文化財のため。

◆No.16 広瀬川河畔と比刀根橋

• 登録について	同意	12票	(100%)
	反対	0票	(0%)

• 理由及び意見

- ・ 昭和ロマンにあふれ水と緑の景観が良い。
- ・ 群馬のシンボルとして必要。

◆No.17 広瀬川河畔と柳橋

• 登録について	同意	12票	(100%)	*うち、条件付き1票
	反対	0票	(0%)	

• 理由及び意見

- ・ 大正ロマンにあふれており市民に親しまれている。
- ・ 群馬のシンボルとして必要。
- ・ 回答は反対を選択したが、補助金等で重複していなければ同意とする。

2. パンフレット原案の確認

パンフレットの原案に対し、以下の意見が寄せられた。

【パンフレットの用途について】

- ・ どのように用いるかを確認したい。

【文字サイズについて】

- ・ 全体的に文字が小さく年配者には辛いかなとも思うが、情報量からすると致し方ない。
- ・ 文字が小さいので判読しづらい。

【デザイン及び記載内容について】

- ・ 「市民の皆さんから景観資産を募集します！」や※の注意書きはもう少し目立った方が良いでしょう。
- ・ 敷地内に立ち入れないものについては、もう少しわかりやすく（色や文字サイズ等）工夫が必要な気がする。（庭の桜等で、勝手に敷地に入られて困る例をよく耳にします。せっかく登録されてもご迷惑のかからないように。）
- ・ 前橋中心部の地図に、中央小の表記が残っている。
- ・ 広瀬川の場所が地図で分かりにくいような気がする。
- ・ 裏面⑭群馬大橋について、「平成15年から現在のブルーグレー系の塗色となった。」の記述は、「平成15年以前とは塗色が異なる」、「オリジナルではない」とも理解でき、景観資産としての説明としては削除しても良いのではないかと。
- ・ せっかくなので前橋空襲・追悼碑の場所も記載できたらいいでしょう。

3. プレートデザイン案の確認

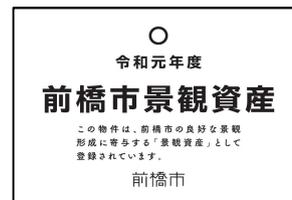
A案及びB案の得票は以下のとおりであった。

※委員1名については「特段の意見なし」のため得票から除いている。

- ・ A案 6票



- ・ B案 5票



4. その他意見

その他、以下の意見が寄せられた。

- ・ プレートには、指定分類（建造物等など）の表示があった方が良いと思う。
- ・ 景観は、自然と建物などの人工物が織り成す眺めや風景であり、地域の文化や暮らしが混ざりあい、暮らす者にとって誇りうる資産と考える。

緩やかな仕組みとしての「景観資産登録制度」を行う初年度であり、①風景と視点場、②建造物等、③樹木の三点を登録対象としていることから、③樹木も当初から加えるべきだと考える。

樹木に関し市民が誇りうる景観資産として、敷島公園松林、前橋駅前のケヤキ並木、三夜沢赤城神社の黒松とヤマツツジの参道、独立樹木であれば、前橋児童遊園地のクスノキや八幡宮のイチョウなど、他の候補物件に勝るとも劣らない樹木の景観資産があるので追加検討をぜひ願いたい。

（前橋児童遊園地のクスノキは、伊勢詣りの土産で持ってきて植えた木で、当時は同樹種の植栽北限地のクスノキと言われていた。）

以上